

# 「平成29年度第4回中小企業のための法律セミナー」開催！

大阪弁護士協同組合 菅弁護士・林弁護士が「内部通報制度の整備はお済みですか？～企業価値向上と持続的発展のために～」について講演

大阪府中央会では去る10月12日(木)、マイドームおおさかにおいて「平成29年度第4回中小企業のための法律セミナー」を開催いたしました。参加者は16名でした。

講演テーマは「内部通報制度の整備はお済みですか？～企業価値向上と持続的発展のために～」、講師は大阪弁護士協同組合に所属する菅聡一郎弁護士、林尚美弁護士。

まず、菅弁護士より、内部告発・公益通報・内部通報等といった用語の異同や、公益通報者保護法の位置づけについて導入的な説明があり、その後、本論に入りました。



本論では、林弁護士より、1「はじめに」として、内部通報制度を機能させることのメリット(未然防止、早期発見、信用回復)について説明があり、続いて、2「内部告発の事例から」として、ミートホープ偽装加工肉事件と赤福表示偽装事件の大きな2つの事例を取り上げ、それぞれについて解説がなされました。

続いて、菅弁護士より、3「公益通報者保護法」として、同法の目的や同法が対象とする公益通報の範囲(通報対象事実)、通報先ごとの保護要件、保護の内容等について解説がなされ、公益通報に該当しない場合の保護や、通報を受けた事業者に求められる対応についても説明が為されました。その後、林弁護士より、4「内部通報制度の整備をするには」として、①公益通報者保護法を知る、②内部通報制度を理解する、③通報窓口設置によりコンプライアンス経営が推進される、④通報者の秘密保持が大切、⑤経営トップ・従業員に内部通報制度を周知させる、⑥通報・相談窓口は社外にあるのがベター等、調査結果等に基づく様々な考察が行われました。そして、内部通報制度を導入する場合、コンプライアンス推進のためのものであることを理解した上で、①通報に関する秘密保持の徹底を図るため外部窓口を活用すべきこと、②経営トップから独立した調査体制、③迅速な是正措置をとるべきであること、④是正措置をとった後もさらに同制度の評価・改善に注力すべきことなどについて分かり易い説明が為されました。

その後、菅弁護士による総括が行われ、「問題の未然防止、早期発見、信用回復のために内部通報制度を整備することは必要、しかしながら、十分に実効的な制度とするには秘密保持、独立性、周知・啓発等といった課題がある。通報者が安心して通報できるような制度の整備をするために、ガイドラインや弁護士等専門家の上手な活用を検討すべきである。」と締めくくられました。

大阪府中央会では中小企業の皆様が抱える法律上の悩みやトラブルの解決に向けて、今後もこうしたセミナーを定期的開催してまいりたいと考えております。

お時間の都合がございましたら、是非、次回以降も多数ご参加をいただきますようよろしくお願い申し上げます。



菅 聡一郎氏



林 尚美氏